

令和5年度山形県放流用種苗団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業 費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、電気料金及び飼料費の高騰が県内の放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者（以下「事業者」という。）に及ぼす影響を緩和し、その経営の維持・安定を図るため、事業者における電気料金及び飼料費のかかり増しに要する経費及び省エネ設備の整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「放流用種苗生産団体」とは、県内に事業所を有し、放流用の種苗の生産及び出荷の実績を有する、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に定める組合又はそれに準じる団体をいう。

2 この要綱において、「内水面養殖業者」とは、県内に事業所を有し、河川、湖沼等を利用して水産動物の養殖に事業を行う、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小事業者であるものをいう。

(補助金の額)

第3条 電気料金のかかり増しに要する経費に係る補助金の額は、次の算式により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

算式

$$A \times 0.3 / 1.3 \times 1/2$$

算式の符号

A 放流用種苗生産施設又は内水面養殖施設に係る令和5年4月から同年12月までの各月分の電気料金支払額の合計額

2 飼料費のかかり増しに要する経費に係る補助金の額は、次の算式により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

算式

$$B \times 0.2 / 1.2 \times 1/2$$

算式の符号

B 放流用種苗又は内水面養殖魚の生産に係る令和5年4月1日から同年12月31日までの間における飼料購入費の合計額

3 省エネ設備の整備に要する経費に係る補助金の額は、令和5年4月1日から同年12月31日までの間に行った種苗生産及び養殖に係る電気料高騰対策として整備したポンプ若しくは水車の導入又はこれらの機能回復に要した経費の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(別記様式第1号)
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの
- (3) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面(金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人(カタカナ名義を含む。)が記載されたページ)の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

3 事業者は、補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書により交付の申請をした事業者は、補助金交付申請書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(別記様式第2号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費により取得した省エネ設備については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、令和6年度から5年間(省エネ設備に係るものについては、7年間)保管しておかななければならない。

(補助金の支払)

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第22条第2号の知事が指定する財産は、取得価格が1件50万円以上の省エネ設備とし、同条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省

令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

- 2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

別記様式第1号

補助金所要額調書

1 電気料金のかかり増しに要する経費に係る補助金

対象月	放流用種苗生産施設又は内水面養殖施設に係る電気料金支払額	
令和5年4月分	円	
令和5年5月分	円	
令和5年6月分	円	
令和5年7月分	円	
令和5年8月分	円	
令和5年9月分	円	
令和5年10月分	円	
令和5年11月分	円	
令和5年12月分	円	
合計①	円	
補助金所要額①	$合計① \times 0.3 / 1.3 \times 1/2 =$	円 (千円未満切捨)

(注) 電気料金の支払の事実を証明する書類を添付すること。

2 飼料費のかかり増しに要する経費に係る補助金

放流用種苗又は内水面養殖魚の生産に係る令和5年4月1日から同年12月31日までの間における飼料購入費		
合計②	円	
補助金所要額②	$合計② \times 0.2 / 1.2 \times 1/2 =$	円 (千円未満切捨)

(注) 飼料購入費の支払の事実を証明する書類を添付すること。

3 省エネ設備の整備に要する経費に係る補助金

令和5年4月1日から同年12月31日までの間に行った種苗生産及び養殖に係る電気料高騰対策として整備したポンプ若しくは水車の導入又はこれらの機能回復に要した経費		
合計③	円	
補助金所要額③	$合計③ \times 1/2$	円 (千円未満切捨)

(注) 設備の導入を証明する納品書及び写真並びに経費の支払を証明する書類を添付すること。

4 補助金所要額合計

$① + ② + ③ =$	円
---------------	---

山形県知事 氏 名 殿

事業者 事務所所在地
名 称
代表者の職・氏名

令和5年度山形県放流用種苗団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業
費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け水振第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、令
和5年度山形県放流用種苗団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業費補助金交付要
綱第4条第4項の規定により下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 規則第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け水振第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
(補助金返還相当額) | 金 | 円 |

(注) 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる
資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

事業者 事務所所在地
名 称
代表者の職・氏名

財産処分承認申請書

令和5年度山形県放流用種苗団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業費補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第22条の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 処分の理由及び方法
 - (1) 処分の理由
 - (2) 処分の方法

- 2 処分の対象財産
 - (1) 財産の名称、所在、型式、数量
 - (2) 事業費、補助金額、補助率
 - (3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - (4) 現況図面又は写真（添付）

- 3 処分予定年月日

- 4 その他知事が必要と認める資料